

令和2年度 社会福祉法人百八会 事業計画

1 基本理念

「^{アイデンティティ}IDENTITY(個人)の尊重 ～Foryou あなたのために～」

2 基本方針

- (1) 私たちは、全ての職種において基本理念の理解と実践に情熱をもって取り組み、利用者様の権利と意思を尊重し、真の利用者中心のケアを提供します。
- (2) 私たちは、質の高い介護サービスを提供し、開かれた施設として地域の皆様が安心して地域で過ごしていただけるよう、信頼される施設を目指します。
- (3) 私たちは、常に日々の研修、研鑽に励み、技術と知識の習得に努めるとともに、地域の皆様に密着した安全で質の高い福祉サービスを提供します。

3 法人運営

理事会・評議員会の開催月および審議事項（予定）

6月 事業報告、決算他

3月 事業計画、予算他

※上記の他、必要に応じて開催する。

4 施設設備管理

安全で清潔な環境を利用者に提供できるよう、住環境の整備を実施し、定期的な設備点検を心掛け、不具合のあった場合は迅速対応に努める。

5 地域福祉の推進と連携

社会福祉法人の使命を意識し、「こども避難の家」で子どもの安全確保に協力し、桜木東校区2町内と締結している災害時一時避難場所としての役割を果たし、地域住民の皆様が安心して暮らせるよう地域に根差した事業運営を目指す。2年度も桜木東校区等の小中学校から施設見学やナイストライ(職場体験学習)を受入れ、入居者や利用者との交流の機会をつくり子どもたちの福祉教育にも協力する。

元年度に開催した第2回さくら樹フェスタは、多くの若い世代の地域住

民にも参加していただき、老人福祉施設の雰囲気を知っていただくことができた。2年度もさらに地域住民とのつながりを深め、地域貢献につながるようなイベントを企画開催するとともに、住民の要望を受けたワークショップ等も企画し地域住民に来設していただく機会を増やしていく。

また地域の行事（夏祭り、餅つき）やサロン、健康教室等への参加を通じて地域のニーズを把握し、地域住民やボランティア等との交流をはかることにより地域との連携強化を図り、地域福祉の推進に努める。

6 広報

- (1) 地域住民向けの広報紙「地域交流紙さくら樹」を年4回発行する。見やすく読みやすい紙面を心がけ、入居者（利用者）と地域を結ぶパイプ役となるように施設の情報や地域の情報なども掲載し、より身近で親しまれる広報紙を目指す。
- (2) 法人運営の透明性確保のため、法人の現況報告開示や自己評価等の発信媒体としてインターネットを活用する。インターネット社会となった現在、ユーザーがホームページで得た印象は法人(施設)の印象そのものとなるが、当法人のホームページは立ち上げから14年経過しており、デザインの老朽化によりユーザーに古めかしい印象を与える。またユーザーの利用環境（スマートフォン等）に対応していないため使い勝手が悪く、必要な情報がすぐに見つけられない構成となっている。開設15年目を迎える令和2年度は東町団地に新規事業を開始するなど節目の年となるため、ホームページをリニューアルすることで情報を整理し直し掲載内容の充実を図り、ユーザーの使いやすさ(見やすさ)を向上させ、今後の法人の事業運営に役立てたい。

7 職員の労働環境について

- (1) メンタルヘルス研修会の実施やストレスチェック、個人面談等により、職員の心の健康維持に努める。
- (2) 人事考課制度を導入することで、職員が仕事を通じて成長し、働き甲斐を実感できる職場づくりを目指す。

8 施設内研修について

職員の資質向上や多職種協働を促進するため、教育委員会が主導して研修内容を検討し実施する。当日参加できなかった職員についてはビデオ補講等の機会を用意する。研修終了後にアンケートを取り、研修プログラムのさらなる改善につなげる。

令和2年度 施設内研修実施計画	
実施予定月	研修内容
令和2年 4月	さくら樹の方針
5月	接遇
6月	食中毒対策
7月	パワハラ・セクハラ
8月	認知症について
9月	事故防止
10月	感染予防
11月	メンタルヘルス
12月	個人情報について
翌年 1月	緊急時の対応
2月	身体拘束・虐待防止について
3月	各事業所・各委員会から2年度の報告

令和2年度 特別養護老人ホームシルバーピアさくら樹 事業計画

1 入居部基本方針

社会福祉法人百八会の基本方針をもとに、入居者の方が安心して穏やかに生活していただける環境の提供と質の高いケアの提供を目指し、施設と入居者・ご家族との連携を取りながら事業の推進を行います。

また、地域との交流も積極的に行い、社会生活が継続出来るように努めます。

- (1) 利用者本位で尊厳のある生活を護り、ADLの維持・向上と高いQOLの実現を目指した生活支援に努めます。
- (2) 利用者が、日々健康な生活を維持できるよう健康管理に努めます。
- (3) 利用者が快適で、自主性を尊重し、安心した生活が実現できるように個別のケアプランを策定し、計画の達成に努めます。
- (4) 専門性を高めるため、職員各位が自覚を持ち、自己啓発に研鑽し、ケアの方法・技術・理論の向上に努め、質の高いサービス提供が出来る人材の育成を目指します。

2 入居部目標

入居者様一人ひとりの尊厳を守るために、個別ケアの徹底と働きやすい職場風土を創る、という観点から下記のことを目標とします。

- (1) ケアプラン、24時間シートの作成、担当者会議の開催、家族とともにその人らしい生活を考えます。
- (2) 生活の場としての、居室、リビングの設え、環境整備を行い、居心地の良い生活空間をつくります。
- (3) ケアの向上と統一
 - ① それぞれの職種がプロ意識を持ち、協働してケアを行います。
 - ② 施設内研修、外部研修へ積極的に参加します。
 - ③ 「看取り介護」へ積極的に取り組みます。
 - ④ 各委員会の委員は、ユニットの代表として責任を持ちます。
- (4) 業務内容の見直し・改善
 - ① 業務内容を見直し、残業が少なくなるよう業務改善を行います。

3 ユニット・医務室の目標

入居部の目標を基に各ユニットの目標をたてます。

・すずらんユニット

楽しく明るくお互いに助け合いの精神でケアに取り組む

- ・なでしこユニット
 気づきのあるケア、入居者個人個人に合ったケアを提供できるようにする。
 入居者・スタッフ皆が笑顔で過ごせるような雰囲気づくりをする。
- ・ゆりユニット
 入居者・スタッフ共に笑顔で過ごせるようにしていく。
- ・りんどうユニット
 信頼関係を築き、チーム力を高める。
- ・すみれユニット
 入居者個々の状態を把握・共有し、その人らしく過ごして頂ける環境作り。
- ・ひまわりユニット
 また来たいと思っただけのショートステイを目指す。
 情報を共有し、統一したケアを提供する。
- ・医務室
 申送り時間の短縮、内容の充実を徹底し、スタッフとの情報交換を行う。
 専門性を高め、より良いケアが出来るように自己研鑽を行う。

4 研修計画

(1) 施設外研修への参加

すべての職種がそれぞれの専門性を向上させるために、積極的に研修に参加出来る環境づくりをする。

(2) 施設内研修

さくら樹全体施設研修は補講時間を参加しやすい時間にする。

入居部の研修会は、参加しやすいように同じテーマを月に2回行う。

時間は30分前後 日勤帯に行く。

担当はユニットスタッフ及び入居部の委員会が行う。

令和2年度入居部研修計画予定表

月	担当	テーマ
4月	福島	今年度の事業計画報告
5月	ケアプラン委員会	ケアプランの立て方
6月	なでしこユニット	接遇
7月	口腔ケア委員会	口腔内のケアについて
8月	ゆりユニット	介護用具の使い方
9月	褥瘡委員会	褥瘡予防

10月	虐待・抑制防止委員会	虐待の種類
11月	りんどうユニット	機能訓練とレクリエーション
12月	すみれユニット	看取りについて
R3.1月	医務室	良質な睡眠のとり方
2月	すずらん	排便コントロール
3月	研修受講者	研修報告

(3) 施設外研修への参加

入居部で働くすべての職種が、それぞれの専門性を向上させ日々の業務に反映できるよう、積極的に研修に参加できる環境づくりをする。

5 行事・レクリエーション

レクリエーション委員を中心に、日本古来の行事や四季折々の行事を行い、生活にメリハリをつけると共に、入居者の身体レベルに合ったレクリエーションを提供し、皆が楽しめるように計画する。

6 機能訓練

機能訓練指導員の指導のもと、日常生活の中での機能訓練を進める。また、入居者自身の自立を支援し、意欲的に生活リハビリに取り組めるように努める。

7 委員会活動

入居者様の自立支援に沿うような委員会を設置し、日常生活が穏やかで快適に過ごせるよう委員会活動を行う。

- ・医療的ケア安全対策委員会
- ・マニュアル委員会
- ・褥瘡予防委員会
- ・抑制廃止、虐待防止委員会
- ・ケアプラン、記録委員会
- ・レクリエーション委員会
- ・口腔ケア、栄養委員会

8 短期入所生活介護

在宅で生活されている要支援・要介護高齢者の自立（自律）へ向けての支援としてのサービス提供に努める。また、高齢者本人のみならず、介護家族への支援も踏まえたサービス提供に努める。ケアスタッフが一丸となり、サービスの提供にあたる。

- (1) 居宅介護支援事業所をはじめとして各サービス提供機関との連携のもと、一人ひとりのケアプランに即したサービス提供に努める。

- (2) サービスの提供にあたっては、親切・丁寧を旨とし、入居者又は家族に対し介護上必要な事項について十分な説明を行うとともに、入居者の同意を得て実施するように努める。
- (3) 「施設と在宅の一元化」を目指し、必要に応じてモニタリング・評価・見直しを行い、状況に合わせたサービス提供を行えるように努める。
- (4) ショートステイの利用者確保のため、居宅介護支援事業所と連携し、スムーズな利用ができるよう努める。また、急な空床あった場合には、事業所へ連絡し、利用者確保に繋がるよう努める。

9 食事

施設生活の中の一つである食事を安全に美味しくできる範囲内で個々に応じた食事を提供する。また、行事食を企画し変化を持たせた食事の提供を心がける。

(1) 行事食の提供

4月	春の行事食	10月	体育の日
5月	端午の節句	11月	寿司の日
6月	食育月間	12月	クリスマス
7月	七夕	翌1月	おせち料理
8月	土用の丑の日	2月	節分
9月	同上	3月	ひな祭り

- (2) サイクルメニューの見直しを定期的に行い、行事食の実施後は翌年の参考にできるよう見直し・検討を行う。
- (3) 満足度向上
 - ① 季節感のある食品を取り入れ、食事に寄せられる期待感を満足していただけるよう努力する。
 - ② 食習慣や嗜好に合った味付け・形態を工夫しながら、食の持つ意味、「健康保持」「疾病予防」「心身の自立への援助」など大切な目的を見失わないように気を付ける。
 - ③ 入居者様一人ひとりの咀嚼力や嚥下力に応じた形態の食事や、食事量・食事時間を考慮した食事を提供し、楽しく美味しく食べていただくことを心がける。
 - ④ 口腔ケア・栄養委員会を通して、入居者様が快適で穏やかに過ごせるように支援する。

令和2年度 シルバーピアさくら樹通所介護事業所 事業計画

1 概要

(1) 事業所名称	シルバーピアさくら樹 通所介護事業所
(2) 所在地	熊本市東区佐土原3丁目12-26
(3) 営業日	月曜日～土曜日(但し12月31日～1月3日を除く)
(4) 営業時間	午前8時30分～午後5時
(5) サービス提供時間	午前9時15分～午後4時30分
(6) 利用定員	55名

2 事業目的

通所介護事業所は、介護保険法第8条に定める居宅サービスを提供する事業所の一つである。当施設の提供する通所介護とは居宅要介護者等を当該施設に通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む)、生活上の援助ならびに機能訓練を行う事を目的とする。

また、介護予防・日常生活支援総合事業に関しては、居宅要支援者についてその介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護のその他の日常生活上の支援であって厚生労働省で定めるもの及び機能訓練を行う。

3 基本方針

- (1) 通所介護は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、利用者の個人の尊重に努める。
- (2) 事業にあたっては、利用者の存在する、市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (3) 当事業所は、厚労省令に定める「指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規定に従った運営を行う。

4 事業内容

- (1) 生活支援

利用者一人ひとりの生活状況を把握し、事業所での活動に楽しく参加出来るように、また事業所での活動を通して安定した日々を生き生きとその人らしく暮らすことが出来るよう援助を行う。常時、利用者本人及び、家族の悩みや相談を受け入れ、かつ助言し、心身の安定を図る。

(2) 機能訓練

利用者のADLの評価を行い、個々の身体状況に応じてプログラム内容を策定し、個別的、あるいは集団で訓練を実施する。特に心身両面の機能低下を防止するために、様々な訓練を行い日常生活の維持向上に努める。またグループ活動におけるゲームや行事参加などに加えて運動療法、音楽療法を実施する。

(3) 養護

1日の利用を通じ、利用者が安全かつ快適に過ごせるよう配慮する。食事・入浴・排泄の介助や利用者が自主性・積極性を自然に引き出せるような人間関係づくりを心がける。

(4) 健康チェック

体温・血圧・脈拍及び体重の測定を行い、全身の状態を観察し健康チェックを行うと共に、終始健康状態に気を配る。また主治医や家族、担当ケアマネジャーとの連携を図り、利用者の健康の維持増進に努める。

(5) 送迎

専用車両を使い、利用者宅の玄関から玄関までの送迎を行う。特に事業所での送迎時には全職員で対応し安全と安心を図るとともに、更に笑顔での対応とする。

(6) 入浴

入浴は身体の清潔、血液循環の促進、新陳代謝の助長、気分を爽やかにするなどに加え、家族の介護負担軽減を図る上でも特に重要なサービスのひとつである。利用者の身体状況と希望に応じて一般浴、個別浴、機械浴の対応を行う。

(7) 食事

個々の食習慣や嗜好にあった味付け・形態を工夫しながら、健康状態に応じ、栄養の必要量をバランスよく盛り込み、季節感あふれる献立（管理栄養士が作成）で食事に寄せられる期待感を満足していただけるよう努力する。また、個人の咀嚼能力（刻み食、トロミ食、ソフト食など）に応じ、その保有機能を少しでも改善あるいは保持できるような食事の提供と指導援助を行い、利用者やその家族との連携を密にし、食事前の嚥下体操、食事後の口腔ケア指導を行う。また口腔内の観察を定期的実施し、家族や担当ケアマネジャーと連携を図る。

毎月1回おやつのセレクトメニュー、誕生月の利用者へバースデーケーキの提供、おやつ作りを実施し、実施後は翌年の参考になるように見直し検討を行う。

5 その他の活動や行事

(1) 機能回復訓練を目的としたレクリエーション活動の実施

レクリエーション活動については、利用者個々のニーズに合った内容を考えると共にグループ活動でより良い人間関係をつくりつつ、利用者の自主性・積極性を引き出す活動を行う。また、季節に合った料理や活動を行う。

(2) カルチャー

集団と個別に行うものと2通りに分けて、利用者の希望によりカルチャー活動に参加していただく。また、個別については、材料代を実費相当額として徴収する場合があるものとする。

(3) ボランティアの受け入れ

地域住民の協力により定期的に来ていただき、以下の表のように様々なボランティア活動を通じ利用者様と交流していただく。

話し相手（傾聴）	外出付添い	日舞
民謡	童謡・唱歌	琵琶演奏
ギター演奏	三味線演奏	大正琴演奏
尺八演奏	オカリナ演奏	フラダンス
囲碁・将棋・麻雀の相手	保育園児訪問交流	書道
絵手紙	折り紙	ちぎり絵

6 防災対策

(1) 災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防火設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努める。

(2) 防災教育

防災計画に従って、人命安全防護の為の教育を職員には年2回、利用者には毎月行い周知徹底、防災意識の向上を図る。

(3) 避難・消火訓練

発災時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火訓練は消防機関の指導を要請する訓練を年2回行う。

7 職員の質の向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例する。資質の向上は、

本来自己啓発が基本であるが、利用者へのサービスの低下がないよう、施設内外の研修には、極力多数が参加出来るように努力する。また、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるよう努力する。また施設の方針を明確に理解し、職分に応じた責務を万全に担い、共働できる人材の養成に努める。更に、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等）については積極的に資格取得をすすめていく。

8 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在する。誰もが直面し得る人権課題として捉えるよりも、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められているため、今年度も高齢者虐待防止に全力で取り組んでいく。

9 地域支援

今年度も引き続き近隣の地域で行われている高齢者のサロンや老人会へ参加し、血圧測定や健康相談、ゲームやレクリエーション、健康体操等を提供し地域との交流を図っていく。

山ノ内校区：1～4町内サロン

桜木東校区：サロン

健軍東校区：サロン、老人会

東町校区：東町団地サロン、榎町サロン、榎町老人会

尾ノ上校区：5町内サロン

※その他、桜木・秋津校区のサロンに不定期で参加

令和2年度 年間行事計画

	行 事	行事食及び特別献立
4月	外出行事：花見（3～4月）	花見弁当・おやつセレクト
5月	外出行事：（5～7月）菖蒲湯	おやつセレクト
6月	外出行事：（5～7月）	おやつセレクト
7月	外出行事：（5～7月）	おやつセレクト
8月	室内行事	おやつセレクト
9月	敬老会	敬老食・おやつセレクト

10月	外出行事：（10～11月）	おやつセレクト
11月	外出行事：（10～11月）	おやつセレクト
12月	クリスマス会、ゆず湯	クリスマス食・おやつセレクト
1月	外出行事：初詣	正月食・おやつセレクト
2月	節分	節分食・おやつセレクト
3月	ひな祭り	ひな祭り食・おやつセレクト

※ 随時：毎月誕生会・おやつ作り

春（2.3.4月）、夏（5.6.7月）、秋（8.10.11月）、敬老会（9月）

冬（1.2月）の各担当職員が行事を検討して行く。

令和2年度 シルバーピアさくら樹訪問介護事業所 事業計画書

1 基本方針

社会福祉法人百八会の訪問介護事業所は、次の基本方針をもとに事業運営に努める。利用者が安心してすこやかに生活していただける環境の提供を目指し、事業所と在宅・地域との連携を取りながら事業の推進を行なう。また、地域に根ざした、幅広いサービスの提供と法人施設全体のスケールメリットを生かした事業展開を行なう。

- (1) 利用者本位で尊厳のある生活を守り、自立を目指した生活支援に努める。
(ADLの維持・向上と高いQOLの実現)
- (2) 利用者が、日々健康な生活を維持できるよう健康管理に努める。
- (3) 保健・福祉・医療の各関係との連携を密にし、サービス提供責任者と訪問介護員のサービスの質の向上を図る。
- (4) 専門性を高めるため、各自自覚をもち、自己啓発に努め、サービスの方法・技術・理論の向上に努め、質の高いサービスが提供できる人材の育成を目指す。
- (5) 調理については、利用者一人ひとりの好みに合わせられるよう勉強し、支援していく。
- (6) 掃除等、家事については利用者の出来ないところの支援を行い、保有能力を活かせるように支援していく。

2 令和2年度の具体的計画内容

- (1) 社会福祉の基本理念に基づき、訪問介護支援の役割を認識・理解し、サービス提供責任者自ら介護専門職としての研鑽を行なうとともに、事業所全体の介護の質の向上を目指す。さらに数年前から力を入れているホームヘルパー人材確保につながるイベントを定期的に行ない、ヘルパー不足を解消し実績向上に努める。

⇒具体策①

介護保険の改正にむけ2021年に要介護1と2の生活援助サービスが介護保険から外れ「総合事業」へと移行される予定である。それに伴い、専門性を活かしたサービスを対象に加算をつけるなどの案もあるので職員や登録ヘルパーの質をさらに上げていきたい。勉強会や研修会に参加する。

⇒具体策②

現在活動中の「中央区・東区訪問介護サービス提供責任者ネットワーク作り委員会」のメンバーを拡大する。また、熊本市、近隣地域を対象に年一回～二回のサ責研修会の立案し、開催する。毎年参加者から好評の声があがるので今年度も、その年の一番の関心があるテーマをあげる。

⇒具体策③

訪問介護の魅力PRとして今年度も東区区民祭りのブースをかりて訪問介護の魅力発信と人材確保のイベントを開催する。

- (2) サービス提供責任者相互の連携、情報共有が円滑に行なわれ更に地域の医療・介護・福祉サービスの発展に寄与する。

⇒具体策①

多職種連携会議の参加。

⇒具体策②

地域サロンに参加する。

- (3) 当事業所のホームヘルパーの質の向上の為の勉強会開催

4月 各自目標設定、法人の理念説明

5月 病気についての知識と正しい薬の飲み方（腰痛体操等を含む）

6月 介護保険上、ホームヘルパーの出来ることと出来ないこと

7月 アクシデント、リスクマネジメント

8月 訪問介護接遇研修

9月 救命救急講習開催（緊急・救急時対応の手段の検討）

10月 認知症を正しく理解する。

11月 動作介助・排泄介助など身体介護の手順

12月 感染予防

1月 メンタルヘルス勉強会

2月 アンガーマネジメント

3月 各ヘルパーの一年間の目標達成などの自己評価

- (4) サービスの質を上げ、ヘルパーのモチベーション(意欲)向上のために令和の時代になり、訪問介護の在り方も平成の時と変化している。もっとも大きなテーマである働き方改革、抱えない介護など昨年いろんな研修会で勉強したので、実践し、結果へとつなげたい。

3 今後の目標

訪問介護事業所としてのヘルパーのサービスは常に利用者、家族、専門職との連携が必要だと考えられる。利用者一人ひとりが安心して快適に在宅生活が継続できるように、百八会の理念に基づき、喜ばれる訪問介護支援を提供していきたい。「必要な時に必要なサービスを必要なだけ提供でき、地域の方に安心して利用して頂き、喜ばれる訪問介護事業所」を目指していきたい。人材不足の問題は依然として継続中だが、百八会のカラーを重視し、全員が一丸となり地域に根差した事業所をつくり、強いては売上が伸びるあらゆる方法を見出していく。

令和2年度 シルバーピアさくら樹居宅介護支援事業所 事業計画

1 概要

- (1) 事業所名称 シルバーピアさくら樹居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 熊本市東区佐土原3丁目12-26
- (3) 営業日 月曜日～土曜日
(日・祝・年末年始12月31日～翌年1月3日までを除く)
- (4) 営業時間 午前8時30分～午後5時
午前9時30分～午後6時(土曜日除く)
- (5) 職員の種類 管理者
主任介護支援専門員
介護支援専門員

2 基本方針

- (1) 要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が指定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。
- (4) 地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。

3 業務内容

- (1) 介護保険に関する相談・助言
- (2) 要介護認定申請の代行及び介護保険に関わる諸手続きの代行
- (3) 重要事項説明書、契約書に関すること
- (4) ケアマネジメントに関すること

(アセスメント、ケアプラン、サービス担当者会議、モニタリング等)

- (5) 給付管理・請求に関すること
- (6) 主治医との連絡、調整に関すること
- (7) 保健・医療・福祉相談に関すること
- (8) サロンや老人会等地域の行事に関すること
- (9) 種々の介護サービス事業者や施設等の紹介と連絡調整
- (10) 個人情報、苦情等受付、処理に関すること
- (11) 法人各事業の案内や広報に関すること
- (12) 必要な諸記録管理に関すること
- (13) 各種研修会の開催及び参加に関すること
- (14) 介護保険最新情報の収集に関すること
- (15) 介護支援専門員実務研修に関すること
- (16) 介護保険認定調査に関すること

4 令和2年度 研修実施計画

- (1) 多職種地域連携会 (3ヶ月に1回)
- (2) 他居宅介護支援事業者との共同の事例検討会・研修会 (3ヶ月に1回)
- (3) 困難事例検討会 (月1回)
- (4) 主任介護支援専門員更新研修
- (5) サービス事業者主催の研修会
- (6) 地域ケア会議研修会 (月1回)
- (7) 自立支援型ケア会議 (月1回)
- (8) 施設内研修会 (月1回)
- (9) 介護保険認定調査員フォローアップ研修
- (10) 自立支援型ケアマネジメント研修 (居宅経験5年未満対象)
- (11) 居宅介護支援事業所 管理者研修会
- (12) 東区主任介護支援専門員研修会 (月1回)
- (13) 集団指導

※その他必要な研修には随時参加